

〔古事記上〕國稚如浮脂而久羅下那洲多陀用幣琉之時、琉字以上如葦牙因萌騰之物而成神名字麻志阿斯訶備比古遲神、此神名次天之常立神、○中次成神名國之常立神、○中於是天神諸命以詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神修理固成是多陀用幣流之國賜天沼矛而言依賜也、○中爾伊邪那岐命詔略、中爲生成國土生奈何、訓生云此字

〔日本書紀一神武〕伊弉諾尊、伊弉冉尊立於天浮橋之上共計曰、底下豈無國歟、迺以天之瓊此玉也、下而探之、是獲滄溟、

〔玉勝間〕國を州といふ事

國々の名を某州といふことは、いづれの御代のおさだめにもあらざることなり、いにしへは、わたくしの漢文などにこそは、いとまれくには見えたれ、たゞしきおほやけの物には、みな某國とのみありて、州といへることはさらに見えず、然るを近き世の人は、かゝる上の御さだめをもわきまへしらず、みだりにからめかすことのみ好みて、某國といふよりは、某州といふをうるはしき事に心得て、いひも書きもするはいかにぞや、前後上下などに分れたる國の名の一宇にてはまぎるゝをば野之上州下州あるは越前州筑後州なども書めり、そもそも國の字も州の字も、同じく久爾にはあれども、奈良御代などよりは、かゝることもみな、その文字を定められて、心にまかせてはかゝざることなるをや、又或儒者のいへるは、國といふは封建の制にこそあれ、朝始も郡縣の制になされたる世には、州など、こそいふべけれ、國と定められたるは、あたらぬ文字なりといへるは、漢國の今までの例になづみて、中々にかの國のこゝろにもあらず、いみじきひがことなり、まづかの國の今までの例とは、封建といひし代には、齊國魯國などいひつれども、いはゆる郡縣になりてよりは、某國といふことは、今までの代々には例なければなり、されどそれになづめるは、中々にかの國のこゝろにもあらずといふゆゑは、すべてかの國にて、かやうの